

3-1 課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・財形貯蓄 非課税分支払金額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	
平成 11 年 分	168,567,728	25,279,740	125,286,064	58,807,740	
12	809,201,069	120,990,847	371,238,321	44,509,043	
13	892,396,085	134,749,817	343,769,716	48,559,851	
14	274,800,263	41,016,960	138,168,364	29,551,149	
15	171,193,112	25,693,903	107,690,242	21,897,058	
16	153,881,475	23,082,901	121,655,692	18,618,387	
公 債	1,347,723	201,962	67,997,097	123	
社 債	635,447	95,063	399,697	11,639,389	
預貯金	郵便貯金	135,170,346	20,275,552	50,554,555	438,882
	銀行預金	6,256,268	937,189	973,934	1,187,540
	銀行以外の金融機関の預金	5,687,005	850,776	1,649,198	5,336,896
	勤務先預金の利子	3,448,189	517,918	22,608	—
合同運用信託の収益の分配	273,913	40,962	58,520	7,728	
公社債運用信託の収益の分配	12,404	1,857	83	—	
小 計	152,831,295	22,921,279	121,655,692	18,610,558	
定期積金の給付補てん金等	921,756	138,540	—	7,829	
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	115,331	20,725	—	—	
割引債の償還差益	13,093	2,357	—	—	
計	153,881,475	23,082,901	121,655,692	18,618,387	

調査対象等：平成16年2月から平成17年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他非課税分支払金額」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
平成 11 年 分	人	千円	千円	人	千円
12	1,747,178	54,598,455	10,919,035	7,032	2,531,227
13	1,871,250	61,611,654	12,322,068	6,116	2,263,262
14	1,937,757	63,745,141	12,747,687	7,839	3,805,068
15	2,059,126	76,939,140	15,387,828	5,569	2,663,612
16	1,956,438	70,553,783	11,981,168	7,096	3,566,787
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	—	77,212,687	12,411,077	—	3,489,856
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	—	—	—	—	—
計	—	77,212,687	12,411,077	—	3,489,856

調査対象等：配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(単位：千円)

合 計		区 分
支 払 金 額	源泉徴収税額	
352,661,532	25,279,740	平 成 11 年 分
1,224,948,433	120,990,847	12
1,284,725,652	134,749,817	13
442,519,776	41,016,960	14
300,780,412	25,693,903	15
294,155,554	23,082,901	16
69,344,943	201,962	公 債
12,674,533	95,063	社 債
186,163,783	20,275,552	郵 便 貯 金
8,417,742	937,189	銀 行 預 金
12,673,099	850,776	銀行以外の金融機関の預金利子
3,470,797	517,918	勤 務 先 預 金 の 利 子
340,161	40,962	合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配
12,487	1,857	公 社 債 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配
293,097,545	22,921,279	小 計
929,585	138,540	定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等
115,331	20,725	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益
13,093	2,357	割 引 債 の 償 還 差 益
294,155,554	23,082,901	計

3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	千円	千円	
4,286	415,022	145,294	57,544,704	11,064,329	平 成 11 年 分
3,561	313,820	109,837	64,188,736	12,431,905	12
4,723	353,068	121,263	67,903,277	12,868,950	13
7,533	639,281	220,694	80,242,033	15,608,522	14
3,817	536,506	185,765	74,657,076	12,166,933	15
—	—	—	80,702,543	12,411,077	16
—	—	—	80,702,543	12,411,077	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等
—	—	—	—	—	公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
—	—	—	80,702,543	12,411,077	計

(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。なお、平成16年分以降は集計を取りやめたため、人員の掲載は行わない。

2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税である。

3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。